

2021年12月11日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年12月11日午後2時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、清水、林、巫（7名）

2. 忘年会について

(巫) 坂上輝也氏は、インターネット環境がないので、ウェブ会議には出席できないが、会員登録はしている。彼から、久しぶりに皆の顔を見たいので忘年会を開催してほしいという要望があったので、前回の11月27日の研究会で巫が提案した。その前にも、コロナが収まったタイミングで忘年会を開けたらという話もしていた。忘年会の開催には異論がなく、代々木上原あたりで開催できないかという提案があったが、土地勘がなく適当な店を探せそうもないので、新橋、秋葉原などの店を予約して開催を検討していたが、オミクロン株のコロナの予防などの手順が複雑化して、計画が中座した。他方、坂上氏は独自に東京駅で集まろうという案を呼び掛けていたが、集まりが悪かったからか、開催が難しくなった。コロナの対策などが必要な状態では、忘年会の準備に負担がかかるので、今回は中止するしかない。新年会などでまた集まる機会があるだろう。

3. 玉江峰子さんの事件

(小林) 玉江さんの資料を調査した結果をパワーポイントファイルを作成して、解説する。不動産登記を見ると、行橋の4室について2500万円の抵当権が設定されている（貸付金①）。後に、700万円（貸付金③）と500万円（貸付金②）の抵当権が設定され、信金の書類は辻棲を合わせて作成されている。そのほかにサマリアマンションに500万円の抵当権が設定され、同額の貸付（貸付金④）が行われたことになっている。被告準備書面では貸付金①について認めているが、貸付金②と③は認めていない。また、貸付金④は裁判では問題にされていないが、他の貸付金の返済との関係で、全体に関連している。玉江さんは、サマリアマンションを抵当権がついていない状態で、389万円で購入したが、なぜ500万円の抵当がついたのか、わからないという。貸付金②から④は、貸付の必然性、必要性がなく、仮にそのような資金が提供されたとすれば、その資金はどこにどのように流れたのか、調査しなければ、事件の解明はできない。ところが、玉江さんの

弁護士はその事情の調査を怠り、裁判官も表面的な書類の辻褃合わせだけで結論を出しており、問題である。

(林) 事件当時、この信金は多数の不正事件を起こして報道されていた。玉江さんの事件がその追求から抜けているのは、この事件があまりに明白な詐欺事件だからだと思う。

4. 山村さんの提案

(山村) 自分の裁判に関して、提案書を作成して、関係機関などに提出し、その後、直接に訪問して、裁判正常化を訴えるので、協力してほしい。

(小林) どういうところに訪問するのか。

(山村) とりあえず、議員会館を訪問する予定だ。

(南京家) 東京に住んでいる人は、同行してほしい。

5. 会則の改定、会員登録および著書の出版について

(巫) 会員数を増やすにはどうすればよいかとか、巫に会長の名前で文書を提出してくれというような話がある。8月に会則の改定と会員登録を提案し、検討中である。会員登録していない人が会の名前で文書を提出するとか、巫がメンバーに相談せずに会長名義で文書を公表するのは、順序が違うのではないか。会員を募集するには、会の趣旨を明白にして、その趣旨に賛同できる人に入会してもらうべきだ。会員を増やすこと的前提をないがしろにしているのでは、本末転倒だ。

また、私は、現在、これまでに作成した文書をまとめて、著書にしようとしているので、協力してほしい。

(山村) 会則は今のままでいいのではないか。

(巫) 改正の必要があると思うから、改正案を提出している。裁判正常化をめざすというだけでは、何も言っていないに等しく、会の性格を定義できない。会の趣旨を明らかにしなければ、趣旨に賛同して入会するように勧めることができない。

(山村) 会員は、メールを送っている人を登録すればいいのではないか。

(巫) 本人の申し出がなければ登録できない。

(山村) 自分は登録していいから、巫のほうでカードを作成してくれ。ほかに、登録していい人はいないか。

(玉江) 私は構わない。

ということで、二名について登録し、欠落している情報は後に補完することにします。

6. 次回の予定

2021年12月25日(土)14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

多分、今年、最後の会になるので、顔を合わせてあいさつするだけでいいのではないかと。会則について、必要があれば議論したい。

以上

2021年12月13日

巫召鴻